

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号

及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 4 月 1 日

栗林商船株式会社

三陸運輸株式会社

2026年4月1日

## 株式交換に係る事後開示事項

東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
栗林商船株式会社  
代表取締役 栗林 宏吉

宮城県塩竈市貞山通三丁目11番28号  
三陸運輸株式会社  
代表取締役 高城 崇充

栗林商船株式会社（以下「栗林商船」といいます。）及び三陸運輸株式会社（以下「三陸運輸」といいます。）は、2026年1月20日に締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、栗林商船を株式交換完全親会社、三陸運輸を株式交換完全子会社、効力発生日を2026年4月1日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2026年4月1日

#### 2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

##### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

##### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

三陸運輸は、会社法第785条第3項の規定に基づき、2026年1月30日付で、三陸運輸の株主に対し、株式交換をする旨並びに栗林商船の商号及び住所を通知しまし

たが、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

栗林商船は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

栗林商船は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 1 月 30 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である三陸運輸の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、栗林商船は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、栗林商船に移転した三陸運輸普通株式の数は 81,440 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) 栗林商船は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を栗林商船に通知した栗林商船の株主はおりませんでした。
- (2) 三陸運輸は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 2 月 25 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 栗林商船は、本株式交換が効力を生ずる日の前日の最終の三陸運輸の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、栗林商船を除きます。）に対し、その所有する三陸運輸の株式 1 株に対して栗林商船の普通株式 4.38 株の割合をもって、栗林商船の普通株式を割当交付しました。なお、栗林商船が割当交付した栗林商船の普通株式の合計は 356,707 株であり、その全てを栗林商船が保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- (4) 本株式交換により増加する栗林商船の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。
  - ① 資本金：0 円
  - ② 資本準備金：会社計算規則第 39 条に従い栗林商船が別途定める額
  - ③ 利益準備金：0 円

以上